

事 務 連 絡
平成19年7月27日

各国公私立大学事務局
各国公私立高等専門学校事務局
各都道府県私立学校主管課 御中
各都道府県教育委員会学校保健主管課
各指定都市教育委員会学校保健主管課

文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課

学校における室内空気汚染対策について

ホルムアルデヒドの測定方法については、測定技術の進展に伴い、「学校環境衛生の基準」に示している標準的測定方法と相関が高く、且つ、信頼性が確保できる簡便な測定方法が開発された際には、文部科学省から情報提供を行うこととしており、これまで、「学校における室内空気汚染対策について」(平成15年7月4日付け15ス学健第11号)及び「学校における室内空気汚染対策について」(平成16年8月10日付け事務連絡)により、測定器を使った測定方法をスクリーニング法として使用して差し支えない旨示してきたところです。

この度、下記の測定器を用いたホルムアルデヒドの測定方法を、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第2号)に基づく告示(厚生労働省告示第256号)を踏まえ、学校薬剤師の指導助言の下、新たにスクリーニング法として使用して差し支えないと判断しましたのでお知らせします。

なお、この測定方法で基準値の2分の1を超えるところについては、標準的測定方法によって検査することを申し添えるとともに、測定器については、厚生労働省ホームページ(<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/seikatsu-eisei10/03.html>)に掲載されておりますので、適宜御参照の上、適切に御対応下さいますよう、よろしくお願い致します。

また、各国公私立大学事務局におかれては附属の学校(専修学校含む)に対して、各都道府県私立学校主管課におかれては所轄の私立学校(専修学校含む)に対して、各都道府県・指定都市教育委員会におかれては、域内の市区町村教育委員会及び所管の学校(専修学校含む)に対しても周知されるよう併せてお願い致します。

記

スクリーニング法として使用しても差し支えないとして新たに判断した測定器

- ・CNET-A(株式会社住化分析センター)
- ・MDS-100(株式会社ガステック)

(本件担当)
文部科学省 スポーツ・青少年局
学校健康教育課 保健管理係
TEL:03-6734-2976(直通)
FAX:03-6734-3794

参 考

厚生労働省HP (<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/seikatsu-eisei10/03.html>)

建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第三条の二第一号の表の第七号の下欄の規定に基づき厚生労働大臣が別に指定する測定器を定める件（平成十五年五月七日厚生労働省告示第二百四号）

最終改正 平成十九年 七月 十三日 厚生労働省告示第二五六号

建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第二号）第三条の二第一号の表の第七号の下欄の規定に基づき、厚生労働大臣が別に指定する測定器を次のように定め、平成十五年六月一日から適用する。

指定番号	型 式	製 造 者 等 の 名 称
1501	F P - 30	理研計器株式会社
1502	710	光明理化学工業株式会社
1503	X P - 308 B	新コスモス電機株式会社
1504	91 P	株式会社ガステック
1505	91 P L	株式会社ガステック
1506	T F B A - A	株式会社住化分析センター
1601	I S 4160 - S P (H C H O)	株式会社ジェイエムエス
1602	ホルムアルデメータ htV	株式会社ジェイエムエス
1603	3分測定携帯型ホルムアルデヒドセンサー	株式会社バイオメディア
1604	F A N A T - 10	有限会社エフテクノ
<u>1901</u>	<u>C N E T - A</u>	<u>株式会社住化分析センター</u>
<u>1902</u>	<u>M D S - 100</u>	<u>株式会社ガステック</u>

（注）

「学校における室内空気汚染対策について」（平成15年7月4日付け15ス学健第11号）参照

「学校における室内空気汚染対策について」（平成16年8月10日付け事務連絡）参照